

事業主各位  
(社会保険担当者各位)

三谷健康保険組合

## 資格取得時の住民票住所情報把握必須化について

平素より、健康保険組合の事業にご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。

現在、当健保組合では、加入者の住所情報は住民票住所ではなく主に居所住所を届け出ているとされています。

今回、省令改正(令和5年12月1日施行予定)により、資格取得時の住民票上の住所情報の把握が必須化されることになりました。

この住民票情報把握必須化は、新規加入者からマイナンバーを取得する際にそのマイナンバーが合っているかどうかを念のため確認する場合もあることからの改正です。マイナンバーは、「被保険者資格取得届」や「被扶養者異動届」のご提出の際に記載することが必須となっておりますので、引き続き、正確なマイナンバーの提出にご協力をお願いします。

現在加入中の方については、すでにマイナンバーを提出していただいておりますので、正しく健康保険の情報と紐づいていることが確認できておりますので、改めて住民票住所を提出してもらう必要はありません。

なお、当健保組合では、加入者様への郵便物等の送付や保健事業で活用することもあるため、居所住所が必要となります。よって、今後は住民票住所と居所住所の両方を届け出いただきますようお願いいたします。

つきましては、下記のとおり届出様式の変更をいたしましたので、今後提出される場合は新様式での提出をお願いします。(施行前でも新様式をご使用願います。)

### 記

様式が変更となる届書は以下のとおりです。

- ①被保険者資格取得届
- ②被扶養者(異動)届
- ③被保険者住所変更届(当面この様式を使用)

## ① 被保険者資格取得届

### (変更箇所)

- ・住所欄として、①欄が住民票住所、③欄が居所住所としました。
- ・住民票住所と居所住所が同じ場合は、②欄に✓をし、住民票住所のみ記入し、居所住所の記入は不要です。
- ・住民票住所と居所住所が違う場合は、①欄と③欄の両方に記入してください。

## ② 被扶養者(異動)届

### (変更箇所)

#### 〈被保険者欄〉

- ・住所欄として、住民票住所と居所住所の記入欄を作成しました。
- ・住民票住所と居所住所が同じ場合は、「住所確認」欄に✓をし、住民票住所のみ記入し、

居所住所の記入は不要です。

- ・住民票住所と居所住所が違う場合は、両方に記入してください。

#### 〈被扶養者欄〉

- ・住所欄として、住民票住所と居所住所の記入欄を作成しました。
- ・被保険者と被扶養者の住民票住所や居所住所が同じ場合は、「被保険者と同じ」に✓をし、その隣の住所の記入は不要です。違う場合は記入してください。

(例)住民票住所は被保険者と同じだが、居所住所は違う場合

- 住民票住所 … 「被保険者と同じ □」に✓
- 居所住所 … ✓はせず、住所を記入

### ③ 被保険者住所変更届

今回の資格取得時の住民票情報把握必須化に伴い、被保険者住所変更届の様式についても変更しておりますが、被扶養者についての住所変更時の今後の取扱い等がまだ決まっていないため、暫定的な様式変更となっております。

今後、取扱いを決定し、様式を変更する場合は再度ご案内しますので、当面はこの様式をご使用ください。

#### (変更箇所)

##### 〈被保険者欄〉

- ・これまで住所は変更後と変更前を記入していただいていたおりましたが、変更後の住所のみの記入としました。
- ・住所欄は、住民票住所と居所住所の記入欄を作成しました。
- ・住民票住所と居所住所が同じ場合は、居所住所欄の「□同上」に✓をし、居所住所の記入は不要です。
- ・住所変更の理由欄を削除しました。

##### 〈被扶養配偶者欄〉

- ・被保険者と住民票住所が同じ場合は「1」に✓し、住民票住所欄の記入は不要です。
- ・被保険者と居所住所が同じ場合「2」に✓し、居所住所欄の記入は不要です。
- ・「1」と「2」に該当しない場合は、住所を記入してください。
- ・住民票住所と居所住所が同じ場合は、居所住所欄の「□同上」に✓をし、居所住所の記入は不要です。

##### 〈被扶養者であるお子様の住所確認欄〉

- ・「被保険者と同じ」または「被扶養配偶者と同じ」のどちらかを選択し✓してください。被保険者・被扶養配偶者のどちらとも住所が違う場合もあるかと思いますが、現在、被扶養者の住所変更時の取扱いについて未定となっておりますので、当面この方法でお願いします。

※「子」以外の被扶養者がいる場合は、被扶養者認定基準で「同居が条件」や「別居の場合仕送りが条件」などがあるため、事前に健保組合までお問い合わせください。

当健保組合ホームページの申請書一覧および各手続きの案内ページに掲載しております様式は旧様式となっております。  
ホームページの更新作業が完了するまでは、新様式はホームページの「News & Topics」からダウンロードしてご使用ください。

(お問い合わせ先)  
〒910-8510 福井県福井市豊島 1-3-1 三谷ビル 5 階  
三谷健康保険組合  
TEL 0776-20-3155 FAX 0776-20-3169  
ホームページ <https://www.mitani-kenpo.jp>  
Eメール [mi-kenpo@kore.mitene.or.jp](mailto:mi-kenpo@kore.mitene.or.jp)